

## 役員選出規程

### 一般社団法人測位航法学会役員候補者選出規定(仮)

- 第1条 選挙管理委員会は役員任期終了の2ヶ月前までに推薦候補者を定め、理事会に報告しなければならない。
- 第2条 選挙の有権者は本会の正会員とする。
- 第3条 役員候補者は本会の正会員でなければならない。
- 第4条 投票方法は記名式の電磁的方法（電子メール）による。選挙管理委員会はメール受付後に、事務局を通じて必ず受付返信を実施することとする。
- 第5条 投票の記入は理事候補者に対しては15名以下の連記、監事候補者に対しては2名以下の連記とする。
- 第6条 理事、監事に立候補しようとするものは、選挙告示後の受付期間内（2週間）に事務局宛てに所定の様式に記入し立候補届を提出しなければならない。
- 第7条 理事、監事各候補者の推薦をしようとするものは、選挙告示後の受付期間内(2週間)に事務局宛に所定の様式に記入し推薦届を提出しなければならない。選挙管理委員会は事務局を通じて被推薦人の意志を確認のうえ、候補者として登録することとする。
- 第8条 選挙管理委員会は立候補提出資料に基づき、候補者リストを作成する。尚、候補者リストは立候補届け出順とする。
- 第9条 選挙管理委員会は立候補締め切り後、候補者リストをメールによって、本会正会員に送付する。
- 第10条 投票期間は2週間とし、各会員は理事・監事候補者を所定の様式用の紙(ファイル)に記入し、事務局宛てにメールで送付するものとする。投票締め切り後に、選挙管理委員会は送付されたメールを開き、添付された理事・監事候補者が記入された用紙を確認検証する。
- 第11条 選挙管理委員会は、選挙結果に基づき理事に関しては上位15名程度の推薦候補者を、監事に関しては2名以上の推薦候補者を決定し、理事会にその結果を報告する。